

認定個人情報保護団体における匿名加工情報に係る取組み状況について

石田 茂^{†1}

2017年5月30日より全面施行された個人情報保護法において、民間団体による個人情報の保護の推進が強化された。本稿では、認定個人情報保護団体における匿名加工情報に係る取組み状況について報告する。

Current status of handling of anonymously processed information in accredited personal information protection organizations

SHIGERU ISHIDA^{†1}

Act on the Protection of Personal Information (Effective May 30, 2017) enhances private-sector body's promotion for the protection of personal information. This paper reports Current status of handling of anonymously processed information in accredited personal information protection organizations.

1. はじめに

個人情報保護法改正に向けた「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」[1]では、「パーソナルデータの利活用の促進と個人情報及びプライバシーの保護を両立させるため、マルチステークホルダープロセス[a]の考え方を活かした民間主導による自主規制ルール枠組みを創設する」とし、自主規制を支援する方向性が示された。大綱では、「民間団体が、匿名加工情報の加工方法を含む法令等の規定や法令等が規定していない事項についても、情報の性質や市場構造等の業界・分野ごとの特性及び利害関係者の意見を踏まえてルールを策定し、第三者機関が当該ルール又は民間団体の認定をおこなうことができるという趣旨の記載がなされていた[2]。このようなマルチステークホルダープロセスを活かした枠組みを実現するにあたり、改正前個人情報保護法においても採用されていた「認定個人情報保護団体制度」が活用されることとなった。改正後において、認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項又は匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、「個人情報保護指針」を作成する努力義務が課されている。

本稿では、認定個人情報保護団体の匿名加工情報に係る取組みの状況の調査として、認定個人情報保護団体が公表している個人情報保護指針の匿名加工情報に係る事項について分析した。以下、認定個人情報保護団体の位置づけを

述べ、個人情報保護指針の調査結果を報告する。

2. 認定個人情報保護団体とは

2.1 経緯

個人情報保護法の制定以前における民間部門の個人情報保護は、省庁が発行するガイドラインを各事業者遵守する、あるいは業界団体等がガイドラインを策定し、団体の構成員たる各事業者がガイドラインを遵守することを中心におこなわれてきた（別表1.「個人情報保護法施行前のガイドラインの例」参照）。

個人情報保護法制定にあたり、民間の自主的取組みを尊重し、国が支援する枠組みとして、主務大臣が監督する「認定個人情報保護団体」制度が設けられた。表1は2005年に個人情報保護法が全面施行された当時の認定個人情報保護団体である。

表1 個人情報保護法施行時の認定個人情報保護団体

団体名	認定日
総務大臣認定の個人情報保護団体	
一般財団法人 日本データ通信協会	2005年4月12日
一般財団法人 放送セキュリティセンター	2005年4月22日
一般財団法人 日本情報経済社会推進協会	2005年6月27日
経済産業大臣認定の個人情報保護団体	
一般財団法人 日本情報経済社会推進協会	2005年6月27日
金融庁長官認定の個人情報保護団体	
日本証券業協会	2005年4月15日
一般社団法人 生命保険協会	2005年4月1日

^{†1} 情報セキュリティ大学院大学
Institute of Information Security

a) 国、事業者、消費者、有識者等の関係者が参画するオープンなプロセスでルール策定等を行う方法のこと。

一般社団法人 日本損害保険協会	2005年4月1日
全国銀行個人情報保護協議会	2005年4月15日
一般社団法人 信託協会	2005年4月15日
一般社団法人 投資信託協会	2005年7月1日
一般社団法人 日本証券投資顧問業協会	2005年7月1日

2.2 認定の対象となる業務

認定個人情報保護団体の認定の対象となる業務は以下のとおりである（個人情報保護法 47 条 1 項）。

- ① 対象事業者（認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者）の個人情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理
- ② 個人情報保護指針の作成・公表など、個人情報および匿名加工情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供
- ③ その他対象事業者の個人情報および匿名加工情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

改正によって、匿名加工情報認に関する業務が追加されたが、認定個人情報保護団体は、個人情報に関する業務と匿名加工情報に関する業務の両方を行う必要はなく、いずれかの業務のみを行うことも可能である。

2.3 認定基準

団体が認定を受けるためには、欠格事項（個人情報保護法 48 条）に該当しないものが、以下の認定の基準を満たす必要がある（個人情報保護法 49 条）。

- ① 認定業務（苦情処理・情報提供等）を適正かつ確実に行うために必要な業務の実施方法が定められていること
- ② 認定業務を適正かつ確実に行うに足る知識および能力並びに経理的基礎を有すること
- ③ 認定業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって認定業務が不公正になるおそれがないこと

2.4 対象事業者

認定個人情報保護団体は、その構成員または認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者および匿名加工情報取扱事業者を対象事業者としなければならない（改正個人情報保護法 51 条 1 項）。また、認定個人情報保護団体は対象事業者の氏名または名称を公表しなければならない（個人情報保護法 51 条 2 項）。

2.5 苦情処理

認定個人情報保護団体がおこなう苦情処理は以下のとおりである（個人情報保護法 52 条）。

- ① 認定個人情報保護団体は、本人その他の関係者から対象事業者の個人情報または匿名加工情報の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない
- ② 認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書もしくは口頭による説明を求め、または資料の提出を求めることができる
- ③ 対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない

2.6 個人情報保護指針

（1）個人情報保護指針の作成（個人情報保護法 53 条 1 項）

認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報または匿名加工情報の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項または匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、個人情報保護法の規定の趣旨に沿った個人情報保護指針を作成するよう努めなければならない

（2）個人情報保護委員会への届出（個人情報保護法 53 条 2 項）

認定個人情報保護団体は、個人情報保護指針を作成したときは、遅滞なく、当該個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出なければならない。これを変更したときも同様である。

（3）個人情報保護委員会の公表（個人情報保護法 53 条 3 項、施行規則 25 条）

個人情報保護委員会は、個人情報保護指針の届出があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該個人情報保護指針を公表しなければならない。

（4）認定個人情報保護団体による対象事業者の監督（個人情報保護法 53 条 4 項）

認定個人情報保護団体は、個人情報保護委員会により個人情報保護指針が公表されたときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとらなければならない。

3. 認定個人情報保護団体の個人情報保護指針の分析

3.1 調査方法

認定個人情報保護団体における匿名加工情報に係る取組み状況を調査することを目的として、各認定個人情報保護団体の個人情報保護指針を調査した。個人情報保護委員会ホームページ[3]に記載の認定個人情報保護団体 44 団体を対象とし、認定個人情報保護団体より個人情報保護委員会に届け出が行われ、同委員会より 1 月 23 日時点で公表されている個人情報保護指針を分析した。

分析の観点は匿名加工情報に係る事項の記載の網羅性であり、具体的には個人情報保護法、政令、施行規則の下記規定が適正に記載されているか確認した。

(定義)

- ・匿名加工情報(2 条 9 項)
- ・匿名加工情報取扱事業者(2 条 10 項)
- ・匿名加工情報データベース等(政令 6 条)

(匿名加工情報の適正な加工)

- ・匿名加工情報の作成等(36 条 1 項)
- ・匿名加工情報の作成の方法に関する基準(規則 19 条)

(匿名加工情報等の安全管理措置)

- ・匿名加工情報の作成等(36 条 2 項)
- ・加工方法等情報に係る安全管理措置の基準(規則 20 条)
- ・匿名加工情報の作成等(36 条 6 項)
- ・安全管理措置等(39 条)

(匿名加工情報の作成時の公表)

- ・匿名加工情報の作成等(36 条 3 項)
- ・個人情報取扱事業者による匿名加工情報の作成時における公表(規則 21 条)

(匿名加工情報の第三者提供)

- ・匿名加工情報の作成等(36 条 4 項)
- ・個人情報取扱事業者による匿名加工情報の第三者提供時における公表等(規則 22 条)
- ・匿名加工情報の提供(37 条)

(識別行為の禁止)

- ・匿名加工情報の作成等(36 条 5 項)
- ・識別行為の禁止(38 条)

認定個人情報保護団体の個人情報保護指針の様式(記載の仕方)は多様であり、法、政令、施行規則、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン等を引用して解説しているものや、対象事業者に対して個人情報取扱事業者の義務に係る事項を規定しているもの等がある。後者の場合、1 つの条文で法と政令の内容を記載していたり、法と施行規則の内容を記載しているものがある。例えば、個人情報保護法 36 条 3 項では、「個人情報保護委員会規則で定めるところにより」とあるが、認定個人情報保護団体の

指針では、36 条 3 項に対応する規定で、施行規則の内容に置き換えて記載されているものがある。このようなケースは下記の分析では、個人情報保護法の事項および施行規則の事項を両方とも「記載あり」としている。

3.2 調査結果

(1)個人情報保護指針公開の有無

公開	37
非公開	7

(2)匿名加工情報(2 条 9 項)

記載あり	10
記載あり (特有の記載あり)	1
記載あり (不十分)	11
記載なし	15

(3)匿名加工情報取扱事業者(2 条 10 項)

記載あり	12
記載あり (特有の記載あり)	0
記載あり (不十分)	1
記載なし	24

(4)匿名加工情報データベース等(政令 6 条)

記載あり	11
記載あり (特有の記載あり)	0
記載あり (不十分)	0
記載なし	26

(5)匿名加工情報の作成等(36 条 1 項)

記載あり	13
記載あり (特有の記載あり)	0
記載あり (不十分)	1
記載なし	26

(6)匿名加工情報の作成の方法に関する基準(規則 19 条)

記載あり	7
記載あり (特有の記載あり)	1
記載あり (不十分)	0
記載なし	29

(7)匿名加工情報の作成等(36 条 2 項)

記載あり	13
記載あり (特有の記載あり)	0
記載あり (不十分)	0
記載なし	24

(8)加工方法等情報に係る安全管理措置の基準(規則 20 条)

記載あり	9
記載あり (特有の記載あり)	0
記載あり (不十分)	0
記載なし	28

(9)匿名加工情報の作成等(36 条 6 項)

記載あり	13
記載あり (特有の記載あり)	1
記載あり (不十分)	0
記載なし	23

(10)安全管理措置等(39 条)

記載あり	11
記載あり (特有の記載あり)	1
記載あり (不十分)	0
記載なし	25

(11)匿名加工情報の作成等(36 条 3 項)

記載あり	12
記載あり (特有の記載あり)	1
記載あり (不十分)	0
記載なし	24

(12)個人情報取扱事業者による匿名加工情報の作成時における公表(規則 21 条)

記載あり	9
記載あり (特有の記載あり)	0
記載あり (不十分)	1
記載なし	27

(13)匿名加工情報の作成等(36 条 4 項)

記載あり	16
記載あり (特有の記載あり)	0
記載あり (不十分)	0
記載なし	21

(14)個人情報取扱事業者による匿名加工情報の第三者提供時における公表等(規則 22 条)

記載あり	10
記載あり (特有の記載あり)	0
記載あり (不十分)	0
記載なし	27

(15)匿名加工情報の提供(37 条)

記載あり	13
記載あり (特有の記載あり)	0
記載あり (不十分)	0
記載なし	24

(16)匿名加工情報の作成等(36 条 5 項)

記載あり	10
記載あり (特有の記載あり)	0
記載あり (不十分)	3
記載なし	24

(17)識別行為の禁止(38 条)

記載あり	8
記載あり (特有の記載あり)	0
記載あり (不十分)	5
記載なし	24

(18) 個人情報・委員会 GL 準拠の明記

記載あり, かつ, 「個人情報・GL に従う・準じる・参照」と追記	13
「記載されていない事項は個人情報・GL による・準拠する」と記載	6
「別に定める」と記載	4

4. 考察

(1) 「匿名加工情報」の定義

「記載あり (不十分)」としているものは、個人情報保護法 2 条 9 項の 1 号および 2 号の記載がないものである。また、匿名加工情報の定義を「個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であり、当該個人情報を復元して特定の個人を再認識することができないようにしたものをいう。」と、個人情報保護法の定義と異なる記載しているものが複数あった。この記述は個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)における「2-1 匿名加工情報(法第 2 条 9 項関係)」の解説部分より引用したものである。「匿名加工情報」の意味・解釈はそのようなものであるが、法で規定された用語と異なる定義を指針で行うことは、法規適合性の点で疑問がある。

(2) 特有の記載について

特有の記載とは、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインあるいは特定分野ガイドラインに記載のない、当該認定個人情報保護団体の指針で固有な記載である。

例えば、一般財団法人放送セキュリティセンターの指針において、「非特定視聴関連情報」という用語を定義しており、「非特定視聴関連情報」とは「視聴関連情報のうち、特定の個人を識別できないもの」としている。また、視聴履歴の匿名加工情報の作成に当たって、当該認定個人情報保護団体特有のルールを定義している。

(3) 個人情報保護法・ガイドライン準拠の明記

記載なしの項目について、条文タイトルに匿名加工情報に係る項目を記載して、本文に「〇〇については個人情報保護法、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン等に準じる」あるいは「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）参照」と明記しているものがある。内容が同じであれば、個人情報保護指針に重複して記述するまでもなく、参照先を明記すれば良いであろう。別のパターンでは、条文上に匿名加工情報に係る規定がなく、当該指針の「はじめに」や「総則」等に、「本指針に記載されていない事項は個人情報保護法、個人情報保護委員会の定めるガイドラインによる」等と記載している個人情報保護指針もある。また、「匿名加工情報の取扱いに関して特に留意すべき事項等については別に定める」と記載している指針もある。

なお、「本指針に記載されていない事項は個人情報保護法、個人情報保護委員会の定めるガイドラインによる」等と記載がなく、匿名加工情報に係る項目が記載されていない指針が多数あり、個人情報保護法47条1項3号の観点より、その場合、個人情報に関する業務のみ行っている認定個人情報保護団体と考えることができる。

(4) 個人情報保護指針の様式

認定個人情報保護団体の個人情報保護指針の様式（記載の仕方）は多様であり、個人情報保護委員会ガイドラインや特定分野ガイドラインを踏襲した逐条解説のような形式が最も多いが、対象事象者に対して個人情報の取扱いに係る事項を定めた個人情報取扱規程のような形式もある。中には、個人情報保護方針を指針として公開している団体もある。

5. まとめ

認定個人情報保護団体における匿名加工情報に係る取組み状況を調査することを目的として、各認定個人情報保護団体の個人情報保護指針を分析した。

認定個人情報保護団体が公表している指針で、匿名加工情報の作成等に係る事項の記載があるのは37団体中16団体程度である。多くの団体の指針の記載内容は、個人情報保護委員会ガイドライン、特定分野ガイドラインをほぼ変わらない内容であるが、放送分野の認定個人情報保護団体においては、業界・分野特有の情報の性質を考慮した自主規制ルールが作成されていることを確認できた。

認定個人情報保護団体毎に指針の様式や記述内容にバラつきがある。指針に記載する内容は、個人情報保護法53条1項にて、「個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項または匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項」と規定されているが、個人情報保護方針と錯誤していると思われる認定個人情報保護団体もあるため、「認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針についてのガイドライン」が必要と思われる。

参考文献

- 1) 内閣官房 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部: パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱(2014年6月2日)
- 2) 日置巴美, 板倉洋一郎: 個人情報保護法のしくみ, 商事法務(2017年4月)
- 3) 個人情報保護委員会ホームページ認定個人情報保護団体一覧 <https://www.ppc.go.jp/personal/nintei/list/>
- 4) 堀部政男: 情報公開・プライバシーの比較法, pp.11, 日本評論社(1996年12月)
- 5) 新保史生: プライバシーの権利の生成と展開, pp.357-359, 成文堂(2000年12月)
- 6) 開原成允, 樋口範雄: 医療の個人情報保護とセキュリティ-個人情報保護法とHIPPA法-(第2版), pp.326, 有斐閣(2005年5月)

別表 1 個人情報保護法施行前のガイドラインの例[b]

・(財)金融情報システムセンター「金融機関等における個人データ保護のための取扱指針」(1987年3月)
・(財)日本情報処理開発協会「民間部門における個人情報保護のためのガイドライン」(1988年3月)
・国民生活審議会消費者生政策部会報告「消費者取引における個人情報保護の在り方について」(1988年9月)
・(社)情報サービス産業協会「情報サービス産業 個人情報保護ガイドライン」(1989年1月)
・通商産業省関係局長通達「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護について」(1989年6月28日)
・郵政省電気通信局長「電気通信事業者における個人情報保護に関するガイドライン」(1991年9月)
・(社)全国社会福祉協議会事務局長通知「福祉人材情報システムの適正な運用及び個人情報の保護について」(「福祉人材情報システムに係る個人情報の保護に関する規程例」)(1995年1月)
・郵政省放送行政局長「放送における視聴者の加入者個人情報保護に関するガイドライン」(1996年9月27日)
・郵政省電気通信局長「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報保護に関するガイドライン」(1996年11月)
・通商産業省告示「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン」(1997年3月4日)
・電子商取引実証推進協議会「民間部門における電子商取引に係る個人情報保護に関するガイドライン」(1997年12月)
・サイバービジネス協議会「サイバービジネスに係る個人情報の保護に関するガイドライン」(1997年12月)
・電子ネットワーク協議会「電子ネットワーク運営における個人情報保護に関するガイドライン」(1997年12月)
・大蔵省・通産産業省「個人信用情報保護・利用の在り方に関する懇親会報告書」(1998年6月12日)
・厚生省健康政策局医事課「カルテ等の診療情報の活用に関する検討会報告書概要」(1998年6月18日)
・(社)日本マーケティング・リサーチ協会「個人情報保護ガイドライン」(1998年12月)
・郵政省告示「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」(1998年12月2日)
・個人信用情報保護・利用の在り方に関する作業部会「個人信用情報保護・利用の在り方に関する論点・意見の中間的な整理」(1999年7月6日)
・文部科学省・厚生労働省・経済産業省「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(2001年3月29日)

・文部科学省・厚生労働省「遺伝子治療臨床研究に関する指針」(2002年3月27日)
・文部科学省・厚生労働省「疫学研究に関する倫理指針」(2002年6月17日)
・文部科学省・厚生労働省「臨床研究に関する倫理指針」(2003年7月30日)
・厚生労働省医政局長「診療情報の提供等の関する指針」(2003年9月)

b) [4][5][6]をもとに筆者作成